

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成30年4月20日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する廃棄物置場の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市 個人

丙 鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金599,842円を甲に、332,381円を乙に、127,111円を丙に、それぞれ支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成30年1月23日

(2) 事故発生場所

鳥取市江津 730 番地

鳥取県立中央病院駐車場内

(3) 事故の状況

鳥取県立中央病院敷地内に設置している廃棄物置場の屋根の一部が、強風により飛散し、和解の相手方がそれぞれ駐車していた軽乗用自動車2台及び小型乗用自動車1台に当たり、それぞれの車両が破損したものである。